

発議第 3 号

後期高齢者医療保険料の値上げを中止し、引下げを求める意見書

地方自治法第99条及び松伏町議会会議規則第14条の規定により、別紙のとおり提出する。

平成26年 3 月 20日提出

提出者 松伏町議会議員 吉 田 俊 一

賛成者 松伏町議会議員 広 沢 文 隆

賛成者 松伏町議会議員 鈴 木 勉

松伏町議会議長 渡 辺 忠 夫 様

## 後期高齢者医療保険料の値上げを中止し、引下げを求める意見書

埼玉県内では75歳以上の高齢者が65万人を超え、全人口の9.21%を占めるに至っています。戦前・戦中・戦後の苦難の時代、身を粉にして働きつづけ、家族や社会のために尽くしてきた高齢者が安心して暮らせる社会をつくることは政治の責任です。

県内75歳以上の高齢者は、年金収入80万円以下が13万人、保険料均等割が2割～9割減額の法定軽減が32万8千人を数え、約半数が法定軽減者で占められているのが現状です。埼玉県の後期高齢者医療の保険料は平均7万5236円と全国で7番目に高く、保険料滞納者が1万4035人（平成24年度末）にのぼるなど、高齢者にとって大きな負担となっています。

しかし、第4回埼玉県後期高齢者医療懇話会の了承、埼玉県後期高齢者広域連合議会での決定により、平成26年度から後期高齢者医療保険料の値上げが行われることになりました。これにより高齢者の負担がさらに増加します。

次期保険料について「剰余金82億円のうち67億円を使い、基金を温存する」との懇話会の提言により、保険料軽減の対象者拡大が実施されるものの、広域連合には84億円もの基金があるにもかかわらず保険料値上げが決定されています。平均保険料は6円下がり7万5230円になるとのことですが、懇話会の資料に示されている複数の保険料改定案によれば、現在の基金を取り崩せば、保険料の値上げはしないで済むこと、さらに大幅な引下げも可能であることが明白です。

生活物資の値上げ、年金の減少、消費税の増税などにより、高齢者のくらしはますます厳しくなっています。埼玉県後期高齢者医療広域連合においては、高齢者のくらしを考え財政安定化基金などの財源を使い、平成26年度および平成27年度の後期高齢者医療保険料の値上げを中止し、大幅な引下げを実施されることを強く求めます。

以上、地方自治法第99条の規定により意見書を提出する。

平成26年 3月20日

埼玉県北葛飾郡松伏町議会

埼玉県後期高齢者医療広域連合長 田中暄二様  
埼玉県後期高齢者医療広域連合議会議員 新井正夫様